

# 第四次川越市総合計画原案 基本構想

平成27(2015)年7月

# はじめに

## 1 総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものです。

「第四次川越市総合計画」は、川越市総合計画策定条例<sup>※1</sup>に基づき策定した計画で、平成 28（2016）年度以降 10 年間のまちづくりを進める新たな指針となるものです。行政は、この計画に沿って、社会の動向に即応し、自らの在り方を考え、市民とともにまちと暮らしを築くという重要な役割を担うこととなります。

## 2 総合計画の名称、構成、期間

### （1）計画の名称

計画の名称は、「第四次川越市総合計画」とします。

### （2）計画の構成

計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されます。

ア 基本構想は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想です。

イ 基本計画は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画です。

ウ 実施計画は、基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画です。

---

※1 川越市総合計画策定条例

平成 23（2011）年の地方自治法の改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けはなくなりましたが、本市は、長期的視点から総合的かつ計画的に行政運営を行うための計画を策定する根拠として、平成 26（2014）年に川越市総合計画策定条例を制定しています。

### (3) 計画の期間

計画の期間は、次のとおりとします。

ア 基本構想は、平成 28（2016）年度を初年度とし、期間を 10 年間とします。

イ 基本計画は、平成 28（2016）年度を初年度とし、前期の期間を 5 年間、後期の期間を 5 年間とします。

ウ 実施計画は、計画期間を 3 年間とし、毎年度改定します。

年 度	平成 (西暦)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)
基本構想		基本構想（10 年間）									
基本計画		前期基本計画（5 年間）					後期基本計画（5 年間）				
実施計画		実施計画（3 年間）（毎年度改定）									

## 3 第四次川越市総合計画の前提となる社会状況

### (1) 本市を取り巻く社会状況

#### ア 人口減少と少子高齢化の進行

平成 24（2012）年 1 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計※2）によれば、我が国の人口は、平成 38（2026）年に 1 億 2000 万人を下回り、平成 60（2048）年には 1 億人を下回ると推計されています。

本市においては、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少が始まっていますが、総人口については平成 30（2018）年頃、また世帯数は平成 37（2025）年頃にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

14 歳以下の年少人口は、平成 27（2015）年の 45,537 人が平成 37（2025）年には 40,409 人へと減少しますが、65 歳以上の高齢者人口は、平成 27（2015）年の 84,779 人が平成 37（2025）年には 95,682 人へと増加することが推計されています。

本市においても、人口減少と少子高齢化の進行に対応した取組を進めていくことが求められています。

#### ※2 出生中位・死亡中位推計

人口の将来推計は、将来の出生数、死亡数などを推計することで得られます。出生率及び死亡率の将来については不確定要素が大きいため、幾つかの仮定を設け推計されています。これらをそれぞれ中位推計、高位推計、低位推計と呼びます。

## イ 市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化

三大都市圏の抱える課題として、第 30 次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」では、高齢化対策について極めて短期間のうちに講じる必要性があるとし、「高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増することへの対応や、独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティの機能の低下への対応も必要になる。」と指摘しています。

本市においても、人口減少と少子高齢化の進行が市民生活や市政運営に与える影響を避けることはできません。そのような中、引き続き安心して市民生活を送ることができるよう、公共的活動を担う市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化に向けた取組が求められています。

## ウ 住民自治の推進

住民自治について、地方分権改革有識者会議「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成 26、2014 年)では、今後、住民の政策形成過程への参画や、住民と行政の協働など、住民自治のしくみを取り入れていくべきであるとしています。

本市においても、市民ニーズを捉えた個性あるまちづくりを進めていくためには、これまで以上に市政への市民参加を進めるとともに、地域の課題の解決を市民自らが関われるしくみづくりを進めていくことが求められています。

## エ 持続可能なまち（財政、社会資本、環境）

少子高齢化など大きな社会状況の変化が生じている中、財政の観点、社会資本の観点、環境の観点などから、持続可能なまちを目指すことが求められています。

### （財政の観点）

少子高齢化の進行などにより、市税収入の大幅な増加が見込めない一方で、社会保障費は増大するという傾向は今後も続いていくと予想され、本市の財政状況はますます厳しさを増していくものと考えられます。

今後、積極的に行政改革に取り組み、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくことが求められています。

### （社会資本の観点）

少子高齢化が進行し、人口が減少していく中、今後、公共施設やインフラ施設といった社会資本が一斉に更新時期を迎えます。

本市においては、昭和 47（1972）年から 10 年ほどの間で、多くの公共施設を整備

しました。それらは、竣工後 50 年を迎える平成 34（2022）年頃から、更新需要のピークを迎えることが予想されています。道路や橋りょう、上下水道等のインフラ施設とともに、需要を適切に捉えて更新や統廃合、長寿命化などを行っていくことが求められています。

### （環境の観点）

世界規模での人口の増加や経済活動に伴うエネルギー消費量の増加等を背景として、地球環境に対する負荷が増大しています。特に、温室効果ガス排出量の増加に伴う地球温暖化は、平均気温や海面水位の上昇を引き起こすほか、大規模な洪水や異常気象の発生に影響を及ぼすと言われてしています。

本市においても、市民、民間団体、事業者、行政が環境問題について共通の認識を持つとともに、経済発展や生活の質を維持向上させながら、環境への負荷を軽減するための具体的な行動を各主体が実践していくことが求められています。

## オ 経済の振興

国では脱デフレ社会に向けて成長戦略を推進し、近年では、株価の回復や雇用環境の改善など、景気回復に向けた兆しが見えるようになってきました。さらに、地方創生というテーマを掲げ、地方経済の改善を支援するための取組も進められています。

本市の活力を維持し、創出していくために、持続的な経済活動が重要であり、恵まれた交通利便性をはじめ、歴史や文化、また、東京近郊の観光地といった強みを生かしながら、産業の活性化に取り組むことが必要です。さらに、今後の人口減少と少子高齢化の進行を見据え、高齢者や女性を含め、労働力の確保も必要です。

## カ 安全・安心な暮らし

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災や、近年頻発する自然災害の影響で市民の防災意識が高まっています。

また、近年、振り込め詐欺や食品の虚偽表示など、市民の日常生活を脅かす犯罪は後を絶ちません。さらに、高齢化の進行に伴う空き家の増加は、放火による火災や、老朽化による倒壊、犯罪の温床となる不法侵入、景観の悪化などの要因になると懸念されます。

本市では、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを行うことや、犯罪や災害に対する危機管理体制の強化を図ることとともに、市民自らも防災・防犯意識を高める取組が求められています。

## キ 情報技術の発達

インターネットやスマートフォンをはじめとする近年のICT<sup>※3</sup>の飛躍的な発展は、生活の利便性を向上させ、産業の生産性や効率性を高めるなど、社会生活や経済活動に変化をもたらしました。

近年では、情報発信者と受信者同士がコミュニケーションを図ることができるソーシャルメディアや、大量のデータを分析の対象とするビッグデータといった考え方が浸透しています。

本市においても、市民と行政等、双方向でのコミュニケーションを充実させていくとともに、行政情報のオープンデータ化の取組を進めることが求められています。

## ク 地方分権改革の進展

地方分権改革の起点となった平成5（1993）年の衆議院及び参議院両院の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、この間、第1次・第2次地方分権改革が進められてきました。

第1次地方分権改革においては、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に変え、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立などにより、地方分権改革における制度の充実が図られてきました。

また、第2次地方分権改革においては、地方に対する規制緩和や都道府県から市町村への権限移譲、国と地方の協議の場の法制化などが行われてきました。

本市においても、必要な権限の移譲と財源の確保をしつつ、地方の発意に根ざした取組を進めることが求められています。

---

※3 ICT  
情報通信技術のことをいう。（Information and Communications Technology）の略

## (2) 本市において今後想定される出来事等

---

### ア 東京オリンピックのゴルフ競技の開催

市内で開催が予定されている、2020（平成 32）年の東京オリンピック競技大会のゴルフ競技について、大会の円滑な運営を行うとともに、大会の開催を契機とした観光客の誘致や市全体の活性化につなげるため、国内外へ向けて本市の魅力を積極的に発信する必要があります。

### イ 市制施行 100 周年の節目

平成 34（2022）年に、本市は市制施行 100 周年を迎えます。第四次川越市総合計画の計画期間内に、この大きな節目を迎えることを踏まえ、各分野において計画的に施策を推進していく必要があります。

### ウ 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通

横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡する圏央道は、平成 32（2020）年までには、東名高速道路や中央、関越、東北、常磐の各自動車道とつながり、全ての区間が開通する予定となっています。

今後は交通利便性の向上を生かし、観光や産業などの面から本市の発展につながるよう取り組む必要があります。

# 基本構想

## 1 基本構想の理念

基本構想の理念とは、基本構想を定めるに当たっての、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものです。第四次川越市総合計画においても、「川越市民憲章」の考え方を尊重し、本市を取り巻く社会状況の変化を認識して、基本構想の理念を以下のとおり定めます。

### ○ 人と人とのつながりから広がるまちづくり

さまざまな主体との協働を進めるとともに、人と人、人と地域などの連携や協力によって、結びつきを広げながら、みんなでまちをつくりま

### ○ 魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいと思えるまちをつくりま

### ○ 持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、環境問題などに対応しながら、未来に引き継ぐ安全で安心して過ごせるまちをつくりま



## 2 都市づくりの目標

### (1) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を以下のとおり定めます。

# 人がつながり、魅力があふれ、 だれもが住み続けたいと思えるまち 川越

### (2) 基本目標

将来都市像を実現するために、全体に共通する基本目標と、7つの分野別の基本目標を定めます。

#### ア 全体に共通する基本目標

つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

共通

#### イ 分野別の基本目標

①子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち

子ども・子育て

②住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

福祉・保健・医療

③歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち

教育・文化・スポーツ

④安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち

都市基盤・生活基盤

⑤地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち

産業・観光

⑥地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち

環境

⑦地域で支え合う、安全で安心なまち

地域社会・市民生活

### (3) 将来人口

---

本市の人口は平成 37 (2025) 年に約 347,000 人と推計していますが、第四次川越市総合計画の施策を確実にを行うことにより、推計値を上回る人口の確保を目指します。

### (4) 土地利用構想

---

#### ア 基本的な考え方

土地は、全ての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動を展開する基盤となるものです。

このような認識のもと、自然環境の保全、育成等に努め、歴史や自然と調和のとれた魅力ある都市を目指します。

また、本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進行など、時代の潮流を的確に捉え、安全性、利便性、快適性、そして地域の特色を考慮し、総合的かつ計画的な土地利用を進めていきます。

特に土地の用途を転換する際には、自然や公共の福祉等に十分配慮し、全体として調和のとれた土地利用を図ります。

#### イ 都市構造の構築

埼玉県南西部地域の拠点都市として、広域的に求心力のある、魅力にあふれ、活力に満ちた都市を目指します。

そのため、本市を取り巻くさまざまな課題に効率的、効果的に対応し、社会資本の有効活用を図りながら、都市機能の集約化とネットワーク化を促進することによって、誰もが自由、快適に移動できる質の高い都市として、持続可能な多極ネットワーク型の都市構造<sup>※4</sup>の構築を進めます。

---

#### ※4 多極ネットワーク型の都市構造

市の中心的な拠点以外にも鉄道駅の周辺などに人口や産業、行政機能、医療施設などが集約した拠点があり、それらの拠点では、日常生活に必要なサービスが住まいに身近なところで提供され、互いに公共交通などでアクセスできる都市構造のこと。

## ① 集約化の促進

---

歴史的な文化遺産と近代的な都市機能が集約されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域を「地域核」と位置付け、市民生活や都市活動を支えるため、望ましい土地利用の誘導と地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指します。

また、産業の集約している既存工業団地などを「産業拠点」に、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ拠点」として位置付け、それぞれの役割に応じた活性化を図ります。

### (都心核の形成)

本市の中央部に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区から北部市街地地区に至る中心市街地を「都心核」と位置付けます。

このうち、三駅周辺地区は、「都市的活動核」として位置付け、商業や業務などの機能の充実を図り、歴史的な建造物のある北部市街地地区は、「歴史・水・緑核」として位置付け、商業、文化、観光等の機能を高めた魅力ある都市空間を形成します。

### (地域核の形成)

霞ヶ関、新河岸、南大塚及び南古谷各駅周辺地域を「地域核」として位置付け、地域社会の経済活動など市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ります。

### (産業拠点の形成)

川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地及び的場地区の工場集約地を「産業拠点」として位置付け、企業の誘致、工場の集約化などにより、産業拠点の形成を図ります。

### (緑・アメニティ拠点の形成)

自然豊かな入間川や新河岸川の周辺、大規模な樹林地、伊佐沼周辺などを「緑・アメニティ拠点」と位置付け、うるおいある市民生活を支える拠点として活用するため、保全・整備を図ります。

## ② ネットワーク化の促進

---

市民生活の質の向上や、利便性向上のため、都心核や地域核、各拠点の連携とともに、他都市との広域的な連携を図るなど、ネットワーク化を促進します。

### **(都心核・地域核・各拠点の連携)**

都心核は、地域核や各拠点と、地域核は都心核や他の地域核、各拠点との機能の連携を図ります。そのために都市計画道路等の幹線道路整備や、公共交通の適正な配置に努め、総合的な交通体系の構築を目指します。

### **(他都市との連携)**

他都市との連携を強化し、広域的な都市活動を円滑にするために、放射状・環状に幹線道路を整備するとともに、公共交通の充実を図ります。

## **ウ 土地利用の方向性**

都市機能の集約化とネットワーク化を基本に「都市的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。

また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るための諸施策を実施することにより、適切な土地利用を推進します。

### **① 都市的土地利用**

---

住宅地については、市民生活の質の向上を図るため、誰もが暮らしやすい住環境の整備に努めます。

商業・業務地については、地域の活性化や都市機能の向上を図るため、都心核は広域的、中核的な商業・業務地として、また、地域核は地域特性を踏まえた商業・業務地として、育成や誘導に努めます。

工業地については、生産環境と周辺環境の調和のもと、地域経済の活性化を図り、既存産業の振興や新たな産業の育成に努めます。

公園・緑地等については、人にうるおいとやすらぎを与えるとともに、生物の貴重な生育空間であることに配慮し、緑やオープンスペースの確保を図ります。

### **② 自然環境的土地利用**

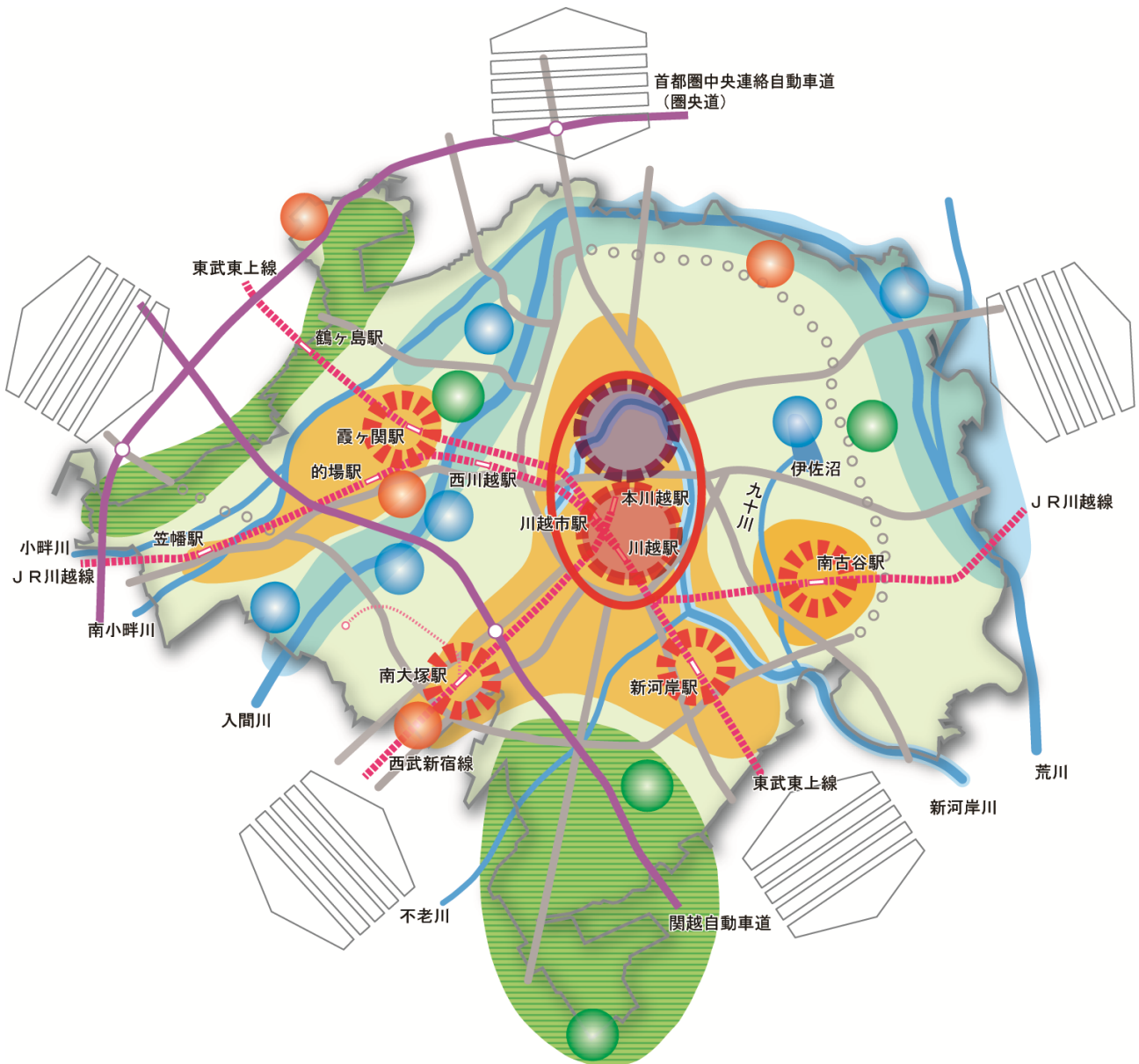
---

農地や周辺の樹林地などについては、無秩序な市街化を防止するとともに、自然環境の保全を図るため計画的な整備を行い、適切に維持管理します。

水辺環境や周辺の樹林地などについては、自然環境を保全し、育む観点から、人と自然とのふれあいの場として、その整備、創出に努めます。

市民生活や都市活動などにより、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地などの自然環境と生態系を十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。

# 将来都市構造図



都心核・地域核形成	都心核		産業拠点形成	産業拠点		ネットワーク軸	高速道路	
	都市的活動核			水・緑拠点			鉄道・駅	
	歴史・水・緑核		緑・アメニティ拠点形成	緑拠点		主要幹線道路		
	地域核			水・緑ゾーン		主要幹線構想道路		
	地域活動ゾーン		緑ゾーン		他都市との連携		河川・沼	

※地域活動ゾーンとは、快適な都市活動を図るため、鉄道駅を中心とした活動的な市街地を位置付けたものです。

### 3 施策の大綱

#### (1) 全体に共通する方向性

##### つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

—共通—

##### (住民自治の推進)

市政への市民参加や住民主体の地域づくりと、市民、民間団体、事業者、行政による協働を推進するとともに、多様な主体間のネットワークの充実を図ります。また、地方分権を推進し、権限の移譲と財源の確保に努め、住民自治に資するしくみの充実を図ります。

##### (行政経営マネジメントの推進)

P D C Aサイクル<sup>※5</sup>による計画の進行管理を行い、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、事業の立案、改善、廃止を行います。また、財源の確保に取り組み、健全な財政運営を推進します。

##### (社会資本マネジメントの推進)

公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設は、まちづくりの在り方と需要を踏まえ、更新、統廃合、長寿命化などを推進します。

##### (情報化施策の推進)

I C Tを活用して市民と市の双方向によるコミュニケーションや業務の効率化を推進するとともに、データの収集、分析、活用を図ります。

##### (広域的な連携の推進)

行政区域を超えた共通課題や単独の自治体で対応することが困難な課題に対して、他自治体等との連携によって、効率的、効果的に行政施策を推進します。

##### (時勢に応じた施策の推進)

東京オリンピック競技大会のゴルフ競技の開催や、圏央道の開通、市制施行 100 周年等、本市をめぐる時勢に応じた施策を推進します。また、シティセールスを推進し、市の魅力を高め、その魅力をたゆまなく、効果的に発信します。

※5 P D C Aサイクル

事業を進める際などに、管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4段階を繰り返すことによって、事業を継続的に改善する。

## (2) 分野別の方向性

---

### ① 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち

—子ども・子育て—

#### (少子化対策の推進)

若者がパートナーに出会い、川越で家庭を築きたいと思える環境や、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進します。

#### (児童福祉の推進)

子どもの権利を擁護し、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、親が子育ての喜びを実感できるよう、地域や社会全体で子育てをする環境の整備を推進します。

#### (幼児期の教育・保育と学童保育の充実)

幼児教育の支援を行うとともに、乳幼児期の保育ニーズに応えるよう保育の量の拡大や質の向上を図ります。また、放課後等の子どもの居場所づくりの確保を図り、学童の保育環境の充実に努めます。

#### (青少年健全育成の推進)

青少年の社会参加を促進し、地域社会と協力して非行防止活動等を行うことにより、青少年の健全育成を推進します。



## ② 住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

### —福祉・保健・医療—

#### （高齢者福祉の推進）

医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供できる体制の構築を推進するとともに、高齢者の生きがいつくりの支援に努めます。

#### （障害者福祉の推進）

障害や障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人の社会参加や在宅生活への支援等を推進します。

#### （地域福祉の推進）

地域での助け合いにつながる意識づくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材育成や地域のネットワークの充実を図ります。

#### （社会保障の適正運営）

社会保障制度の充実を国に働きかけるとともに、適正かつ効果的な制度の運営に努めます。

#### （健康づくりの推進）

市民の自主的な健康づくりや、乳幼児期から高齢期のライフステージに応じた健康づくりの支援を推進します。また、がん検診等の受診を奨励します。

#### （保健衛生・医療体制の充実）

精神保健対策や感染症予防、食の安全・安心の確保等を推進します。また、かかりつけ医の定着や病診連携等、地域医療体制の充実に努めます。



### ③ 歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち

#### －教育・文化・スポーツ－

##### （生涯学習活動の推進）

市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学び続けられる生涯学習の環境づくりを推進します。また、学びを通じて地域や世代間のつながりを広げます。

##### （生きる力を育む教育の推進）

児童生徒一人ひとりに確かな学力や豊かな心等が身に付く取組を推進します。また、幼児期の教育や保育と小学校の連携や、小学校と中学校間などとの連携を図るとともに、きめ細やかな生徒指導を充実させます。

##### （教育環境の整備・充実）

社会状況の変化に応じた学校施設等の整備、小学校や中学校の適正規模化、通学区の弾力化を図ります。また、学校給食の充実を図ります。

##### （文化芸術活動の充実）

市民の文化芸術活動の支援や文化芸術に触れる機会づくりを推進し、成熟したまちにふさわしい文化芸術活動の充実に努めます。

##### （文化財の保存・活用）

本市が誇る文化財を保護し、次世代に継承します。また、伝統的建造物群保存地区について、歴史的風致の維持、向上に努めます。

##### （多文化共生と国際交流・協力の推進）

国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。

##### （生涯スポーツの推進）

スポーツ・レクリエーション大会の充実を図るとともに、地域の誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境整備に努めます。

#### ④ 安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち

##### —都市基盤・生活基盤—

##### （協働による計画的なまちづくりの推進）

埼玉県南西部地域の拠点都市として、計画的な土地利用のもと、都市機能を効率的に集約し、持続可能な都市構造の構築を目指します。また、市民、民間団体、事業者などとの協働により、魅力と活力があるまちづくりを推進します。

##### （市街地整備の推進）

川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅とその周辺の整備を推進し、魅力あふれる中心市街地を形成するとともに、各鉄道駅周辺地区は、それぞれの地域の特性に合った生活拠点の整備を推進します。

##### （景観まちづくりの推進）

豊かな自然や、歴史、文化を生かした、魅力ある都市景観の形成を推進します。

##### （道路交通体系の整備）

計画的な幹線道路等の整備により、交通需要等を踏まえた道路ネットワークの拡充を図ります。また、通学路等の安全を確保した道路環境の整備に努めます。

##### （交通ネットワークの充実）

ニーズに応じた適切な公共交通網の充実に努め、円滑な交通ネットワークの構築を総合的に推進します。

##### （治水事業の推進）

河川の改修等による浸水対策や、雨水管きよの整備等による内水対策を推進します。

##### （上下水道事業の推進）

計画的・効率的な上下水道事業を推進します。上水道は、安全な水道水の供給を行い、下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図ります。また、老朽化した上下水道施設は適切な改修や長寿命化等を推進します。

##### （公園・緑地の充実）

豊かな自然や歴史を生かしながら、公園や緑地の整備や活用を推進し、市民ニーズを捉えた快適な都市環境の充実に努めます。

### **(良好な住環境の創出)**

住宅の安全性や空き家対策などの住宅政策を推進し、安心して暮らせる地域づくりを図り、良好な住宅や住環境の創出に努めます。

**(産業間の連携と中小企業支援)**

農業、商業、工業と観光との相互の連携を図るとともに、中小企業や創業の支援等、地域経済の活性化に向けた取組を推進します。

**(就労の支援と労働環境の改善)**

年齢や性別にかかわらずライフスタイルに応じた就労の支援を図るとともに、いきいきと安心して働ける労働環境の改善を促進します。

**(農業の振興)**

地産地消の推進や農産物の付加価値の向上、多様な担い手の育成等により農業の活性化を図るとともに、農業への理解を深め、農業にふれあう機会の創出等に努めます。

**(商業の振興)**

さまざまな催しやPR等によるにぎわいの創出を図るとともに、後継者の育成や商店街の空洞化対策等による支援を行い、それぞれの特性に応じた、魅力ある商業環境の形成に努めます。

**(工業の振興)**

工業製品の付加価値の向上や販路の拡大に向けた取組等、事業者のニーズに応じた支援に努め、ものづくり産業を支えます。また、優遇助成制度や情報発信等により新たな企業誘致に努めます。

**(観光の振興)**

歴史や文化など地域特性を生かし、戦略的に観光事業を推進し、観光客数のさらなる増加や観光客の滞在時間の延長等を図ります。また、外国人観光客に向けた情報発信や受入環境の整備に努めます。

**(環境活動の推進)**

環境に対する知識と理解を高めるとともに、市と協働して環境保全を進めていくための行動を実践できるよう、地域づくり・人づくりを推進します。

**(地球温暖化対策の推進)**

市民や事業者等に対する啓発等により省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギー<sup>※6</sup>の導入を促進します。また、国、県、他市町村等と連携を図りながら、地球温暖化対策を推進します。

**(循環型社会の構築)**

ごみの発生や排出を抑制し、再利用や再資源化を進めるとともに、環境負荷を可能な限り低減し、持続可能な循環型社会の構築を図ります。

**(自然共生の推進)**

地域や生活に調和した水と緑の自然環境を保全・創出し、生物多様性の保全を推進します。

**(生活環境の保全)**

監視や発生源への指導、啓発等により、大気環境や、水・土壌環境、騒音・振動・悪臭などへの対策を図り、市民の生活環境の保全を推進します。

---

※6 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーであることから、これらを「再生可能エネルギー」という。石油等に代わるクリーンなエネルギーとして、国では導入・普及を促進している。

**(地域コミュニティ活動の推進)**

住み慣れた地域での地域活動の基盤である地域コミュニティの活性化を図り、市民、民間団体、事業者、行政が互いに協力し、地域づくりを推進します。

**(平和で思いやりのある社会づくり)**

市民参加によるさまざまな平和施策の充実を図ります。また、人権啓発活動を推進し、思いやりのある社会づくりの構築を図ります。

**(男女共同参画の推進)**

仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。また、政策や方針の決定過程における女性の参画や性別による役割意識の解消等を図ります。

**(防災体制の整備)**

避難支援体制の構築や災害応急対策の強化を図ることにより、地域の防災体制の充実に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

**(消防・救急体制の充実)**

自然災害や事件、事故などさまざまな状況に対応できるよう、消防・救急体制の整備を推進します。

**(防犯対策の推進)**

市民の防犯意識の啓発を図るとともに、自治会や商店街など関係機関が連携し、安心して生活できるよう防犯対策を推進します。

**(交通安全対策の推進)**

地域や関係機関と連携して交通マナーや安全意識の向上を図ります。また、交通安全施設の整備や通学路の安全対策を推進します。

**(市民生活の支援)**

多様化する市民生活に対応した相談体制の充実を図るなど、安全、安心な市民生活を支援します。